

(別紙1)

令和7年度「京都未来人材育成プロジェクト事業」コーディネート業務委託仕様書

令和7年度「京都未来人材育成プロジェクト事業」コーディネート業務（以下「本業務」という。）に関し、委託契約書に定めるほか、次のとおり業務に関する仕様書を定めるものとする。

1 業務名

令和7年度「京都未来人材育成プロジェクト事業」コーディネート業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の趣旨・目的

将来の京都を支える人材の育成・定着につなげるため、地域や企業の課題解決に参加する学生や大学・短期大学（以下「大学等」という。）を公募し、学生・大学等と地域・企業とのマッチングを行い、「学生×地域×企業」のプロジェクトを府市連携で支援することにより、京都の大学生が在学中に府内の地域や企業と交流し、地域や企業についての理解を深める機会の拡大を図る。

4 委託業務の内容

本業務において、受託者は上記3の趣旨・目的を踏まえて、学生・大学等と地域・企業とのマッチング等を行うための以下の(1)～(3)の業務を実施すること。

なお、業務の実施にあたっては、京都府と十分に協議すること。

(1) 大学・学生と地域・企業とのマッチング

ア 市町村・地域・企業への課題の募集、大学等への課題解決の提案募集

京都府内の市町村・地域・企業に対して、学生や大学等による解決策の提案を求める課題を募集し、大学等に対して、提供された課題を提示の上、大学等から課題解決への提案を募集する。

なお、課題を抱える市町村・地域・企業や、課題解決に関心や意欲を持つ大学等などについては、京都府の大学連携に関する支援施策を活用していない新規案件の開拓についても積極的に行うこと。

イ 大学等と地域・企業とのマッチング、大学等への補助事業の募集

課題を提供した市町村・地域・企業と、課題解決への提案を行った大学等・学生とのマッチングを行い、課題解決活動の実施への支援を行う。また、大学等が実施する学生が地域や企業の課題解決等に取り組む活動に対する補助事業の募集を行う。

(2) 大学等横断型の学生プロジェクトの企画・運営

本事業における学生の個人参加を促すため、市町村・地域・企業から公募した課題の解決を図る取組（大学等又は大学等の教職員等による指導及び支援によるものを除く。）を実施する複数の学生による大学等の横断型のチームを編成してマッチングを行い、課題解決の取組を実施することができるよう支援する。なお、学生チームが取り組む課題の内容については、事前に京都府と十分に協議を行うこととする。

ア 学生プロジェクトの編成

課題を選定の上、課題解決に参加する大学等に在籍する学生を公募し、学生によるプロジェクトを編成すること。

また、課題の選定は、京都府と協議の上で決定することとし、地域の課題解決型や企業の課題解決型、地域の課題解決に企業が参加するミックス型など、複数の形式で実施すること。

イ 学生プロジェクトに対する伴走支援

学生プロジェクトに対し、関係者間の調整や進捗状況の確認等、事業実施に当たり必要な支援を行うとともに、プロジェクトの活動に要する経費の支出を併せて行うこと。

(3) 成果報告会の開催、学生の活動の表彰

令和7年度に活動を実施した上記(1)(2)に関する成果報告会を企画・開催するとともに、優れた活動を行った大学等の学生に対して表彰を行うこと。

成果報告会の規模・開催時期、表彰対象の選出手法や対象者である大学・学生については、京都府と十分に協議を行うこと。

なお、会場の使用料は京都府が管理する。

5 留意事項

- ・ 事業の進捗状況の報告や課題等を共有・協議するため、定期的に京都府との打合せ会議を行うこと。また、その際の資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- ・ 業務の実施に当たっては、業務の趣旨及び目的を十分に理解し、次年度以降の事業実施も視野に入れた大学等と地域・企業との連携体制を構築すること。

6 執行体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者を明らかにすること。

7 業務運営に係る目標数

業務運営に係る目標として、以下の項目を管理すること。なお、目標管理に当たっては、京都府と十分に協議すること。また、詳細は京都府と協議・調整の上、最終決定するものとする。

学生プロジェクトの編成件数	10 件以上
補助事業への大学等からの申請件数	35 件以上

8 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により京都府が認めた場合はこの限りではない。

9 業務完了報告

本業務が完了したときは、直ちに以下の事項を記載した業務完了報告書を京都府に提出すること。

- (1) 本業務の実施結果
- (2) 本業務に要した経費内訳

10 その他の留意事項

- (1) 協議事項

業務遂行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、府市と協議し、その指示に従うこと。

(2) 個人情報の保護

受託者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他の法令に基づき、漏えい、改ざん、滅失及びき損等がないよう取扱いに十分注意し、適正に管理すること。また、受託者は、契約期間中および契約期間後において、本業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(3) 著作権の帰属

本業務において受託者が作成したコンテンツの著作権は主催者に帰属するものとする。なお、受託者は、主催者の承認を得た上で、本業務において作成したコンテンツを編集することができるものとする。

(4) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。